

取締役候補者の選定基準、取締役の解任基準

<選任基準>

当社の取締役の選任方針は、取締役会全体としての能力のバランス及び知識・専門性の多様性に留意することとし、取締役候補者を以下の基準を充足するものの中から選定する。

- (1) 当業界の知識・経験・能力・専門性を有すること
- (2) 企業経営及び事業運営を公正・適正に遂行し得ること
- (3) 取締役としての見識及び高い倫理観を有した人物であること
- (4) 当社の中長期的な企業価値向上に資する十分な経験と専門性を有すること
- (5) 先見性に優れ経営環境の動向、市場の変化を的確に把握できること
- (6) 社外取締役候補者については当社の独立性判断基準を満たしていること
- (7) 会社法第 331 条第 1 項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

<解任基準>

- (1) 選任基準を明らかに満たしていない事象が生じた場合
- (2) 公序良俗に違反するなど社内規程に違反する重大な事実が生じた場合

以上